

難易度 A

平成 23 年 5 月実施過去問 (学科)

1. ライフプランニングと資金計画

平成23年5月学科 問題 1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）の職業倫理および関連法規に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. FPは、顧客の個人情報漏えいすることのないように、職務遂行上、十分に注意する必要がある。
2. FPは、自らが作成したプランニングの内容や意図について、顧客に対して十分に説明する必要がある。
3. プランニングに当たっては、FPの利益を最優先し、手数料収入が見込めるかどうかを判断したうえで、顧客利益を考えるのが原則である。
4. FPは、税理士法や弁護士法等に抵触してはならないことはもちろんのこと、金融商品の販売等に関する法律等も理解しておく必要がある。

解答：3

解説

1. 適切

その通り。FPには守秘義務があります。

『FP技能士2級・AFP合格教本』20ページ「FPが業務上留意すべきこと」表参照

2. 適切

顧客との信頼を築くためにも、内容をしっかりと理解していただく必要があります。

3. 不適切

FP自身の利益よりも顧客の利益を最優先しなければならない。

『FP技能士2級・AFP合格教本』20ページ「FPが業務上留意すべきこと」表参照

4. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』20ページ「関連法規」参照

## 平成 23 年 5 月学科 問題 2

一般的なライフプランニングの手法、プロセスに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. ライフプランニングにおける可処分所得には、一般に、年間の収入金額から社会保険料、所得税および住民税を控除した金額を使用する。
2. キャッシュフロー表は、ライフイベント表に基づき、今後の収支状況を予測し、貯蓄残高の推移を記載することで、家計の分析・見直し、改善に利用する。
3. キャッシュフロー表の作成において、必要となる資金を計上する場合には、子どもの年齢に応じた教育資金（入学金や授業料など）等に留意する必要がある。
4. 個人バランスシートの作成において、株式等の金融資産や自宅不動産は、作成時の時価ではなく、取得価額で計上しなくてはならない。

解答：4

## 解説

## 1. 適切

その通り。可処分所得は、「年収－（税金＋社会保険料）」で計算します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』23ページ「ライフプランニングで使う用語」表参照

## 2. 適切

その通り。キャッシュフロー表には、「収入」、「支出」、「収支」、「貯蓄残高」が記載され、家計のキャッシュの流れを確認できます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』23ページ「キャッシュフロー表」参照

## 3. 適切

その通り。子の進学により昨年の教育費と金額が変わることになります。

『FP技能士2級・AFP合格教本』23ページ「キャッシュフロー表」参照

## 4. 不適切

個人バランスシートは、時価で作成します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』26ページ（2）参照

## 2. リスクと保険

平成 23 年 5 月学科 問題 1 1

保険契約者保護制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 保険契約者保護機構が、破綻した保険会社の契約者等を保護するために負担する資金援助等の財源は、会員である保険会社各社ではなく、国が拠出している。
2. 保険契約者保護機構には、消費生活協同組合法に基づく共済制度（全労済や県民共済等）や少額短期保険業者も加入している。
3. 日本国内で営業する生命保険会社および損害保険会社であっても、外国に本社がある保険会社は、保険契約者保護機構への加入が義務付けられていない。
4. 民営化後に加入したかんぽ生命保険の契約は、生命保険契約者保護制度による補償の対象となる。

解答：4

解説

### 1. 不適切

日本国内で営業する生命保険会社および損害保険会社は、保険会社の破たんに備え、保険契約者保護制度に加入し、資金援助等の財源を負担しなければならない。

### 2. 不適切

共済、少額短期保険業者、簡易生命保険（民営化前に加入したものに限り）は、保険契約者保護機構に加入しません。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』155 ページ「保険業法」(3)参照

### 3. 不適切

日本国内で営業する生命保険会社および損害保険会社は、外国に本社がある保険会社であっても加入が義務付けられています。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』155 ページ「保険業法」(3)参照

### 4. 適切

その通り。

## 平成 23 年 5 月学科 問題 1 2

死亡保障を目的とする生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 養老保険の死亡保険金が支払われた場合、契約は終了するため、満期保険金は支払われない。
2. 終身保険は、死亡保障が一生継続する保険であり、保険期間の経過とともに解約返戻金が増加する等の特徴がある。
3. 通増定期保険は、保険期間の経過とともに死亡保険金額が通増するが、支払保険料は一定である。
4. 収入保障保険（生活保障保険）の死亡保険金を一時金で受け取る場合の受取額は、年金形式で受け取る場合の受取総額よりも多い。

解答：4

## 解説

## 1. 適切

養老保険は、保険期間中に死亡など保険事故が発生した場合には死亡保険金が、保険事故が発生せずに満期に至った場合には満期保険金が支払われます。したがって、両方の保険金を受け取ることはできません。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』109 ページ「養老保険」参照

## 2. 適切

終身保険は、死亡保険金がいつか必ず支払われるので、貯蓄性を有します。保険会社は将来の支払いに備え責任準備金を積み立てなければならず、経過年数とともにお金が増え続けていきます。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』106 ページ「終身保険」図参照

## 3. 適切

「通増」とは徐々に増えるという意味ですが、支払う保険料は一定です。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』105 ページ「定期保険」表参照

## 4. 不適切

収入保障保険（生活保障保険）の特徴は、死亡保険金を年金（分割払）形式で支払う点です。その分、死亡保険金と一括で支払う通常の定期保険に比べ保険料が割安に設定されています。にもかかわらず、一時金で支払うには、年金受取総額より減額させる必要があります。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』105 ページ「定期保険」表参照

## 3. 金融資産運用

平成23年5月学科 問題 2 2

国内の金融機関が取り扱う預貯金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 期日指定定期預金は、据置期間が1年であり、据置期間経過後から、最長預入期日までの任意の日を満期日として指定することができる。
2. ゆうちょ銀行の定期貯金の利子は、預入期間3年未満は単利で、3年以上は半年複利で計算される。
3. 決済用預金は、「無利息」・「要求払い」・「決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たした預金であるが、法人向けのみとなっており、個人で利用できる決済用預金はない。
4. 貯蓄預金は、給与、年金等の自動受取口座や公共料金等の自動支払口座に指定できない。

解答：3

解説

## 1. 適切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』165 ページ「貯蓄商品と特徴」表参照

## 2. 適切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』166 ページ（1）「ゆうちょ銀行の定期貯金」表参照

## 3. 不適切

決済用預金は、預金保険機構によりその全額が保護の対象になっており、「無利息」・「要求払い」・「決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たした預金を指しますが、個人でも利用できます。

## 4. 適切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』165 ページ「貯蓄商品と特徴」表参照

平成23年5月学科 問題 2 3

投資信託の分類および運用スタイルに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公社債投資信託は、運用対象が公社債等に限定されており、株式を組み入れることができない証券投資信託である。
2. 株式投資信託は、運用対象が株式等に限定されており、公社債を組み入れることができない証券投資信託である。
3. アクティブ運用は、ベンチマークを上回る運用成績を目標とする運用方法である。
4. パッシブ運用は、ベンチマークの動きと連動した運用成績を目標とする運用方法である。

解答：2

解説

1. 適切

公社債投資信託：株式で運用できない。

株式投資信託：株式で運用できる。運用対象が株式等に限定されているわけではない  
『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』184 ページ (2) ②「公社債投資信託と株式投資信託」  
表参照

2. 不適切

選択肢 1 解説参照。

3. 適切

アクティブ運用：ベンチマークを上回る収益を目指す。

パッシブ運用：ベンチマークへの連動を目指す。

『FP技能士2級・AFP合格教本』185ページ「投資信託の運用スタイル」表参照。

4. 適切

選択肢 3 解説参照

## 平成23年5月学科 問題 2 4

債券投資の一般的なリスクに関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

債券の発行体の経営不安、財政難、その他の理由によって、利払いや償還金の支払いが遅延することも含め、不履行となる可能性が高まった場合、その債券の利回りは（ア）する。

債券の信用格付けが（イ）と、その債券の価格は値上がりし、利回りは低下する。反対に、信用格付けが（ウ）と、その債券の価格は値下がりし、利回りは上昇する。

1. （ア）上昇 （イ）引き上げられる （ウ）引き下げられる
2. （ア）上昇 （イ）引き下げられる （ウ）引き上げられる
3. （ア）下落 （イ）引き下げられる （ウ）引き上げられる
4. （ア）下落 （イ）引き上げられる （ウ）引き下げられる

解答：1

## 解説

（ア）不履行となる可能性が高まるということは、信用度が低くなることを意味します。信用度が低くなれば利回りは上昇します。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』172 ページ「格付けとその意味」図参照

（イ）信用度がアップすれば、債権の価格は値上がりし、その結果利回りは低下します。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』172 ページ「格付けとその意味」図参照

（ウ）信用度が下がれば、人気がなくなりますので債券価格は値下がりし、その結果利回りは上昇します。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』172 ページ「格付けとその意味」図参照

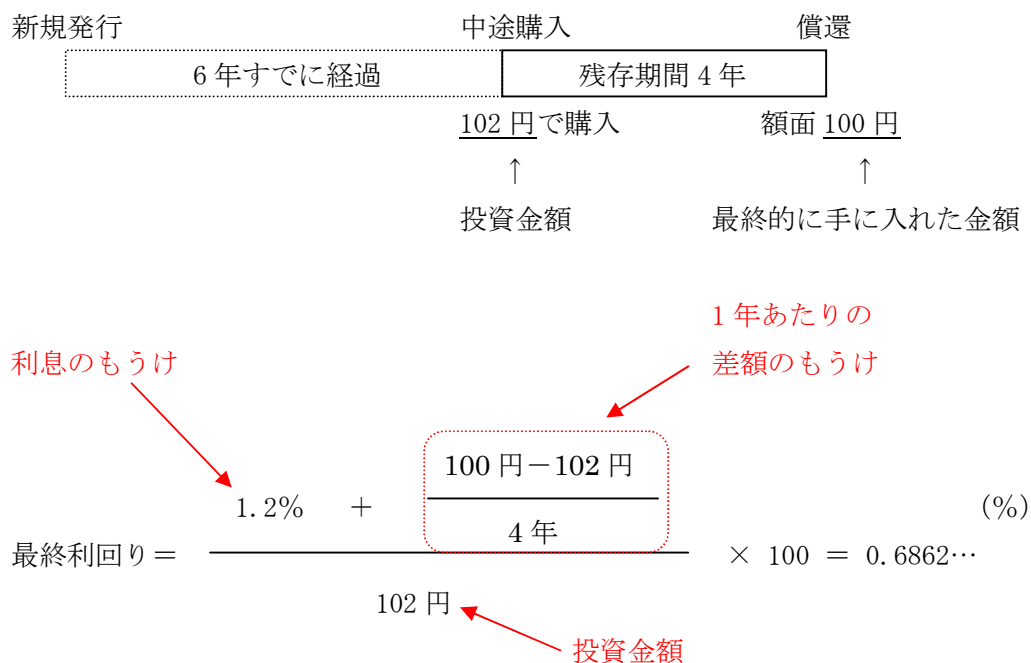
## 平成23年5月学科 問題 2 5

Aさんは、表面利率1.2%、発行価格99円60銭の10年ものの長期国債を、発行から6年後に102円で購入し、償還日まで保有した。この場合の最終利回り（単利・年率）として、正しいものはどれか。なお、税金、手数料、経過利子等については考慮しないものとし、解答は、%表示における小数第3位未満を切り捨てて計算すること。

1. 0.686%
2. 0.849%
3. 1.176%
4. 1.244%

解答：1

解説



『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』170 ページ (2) 参照



## 平成23年5月学科 問題 2 6

株式の投資指標に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 配当性向は、株価に対する年間配当金の割合を示す指標である。
2. 配当利回りは、当期純利益に対する年間配当金の割合を示す指標である。
3. P E R（株価収益率）は、株価が1株当たり純資産の何倍であるかを示す指標である。
4. R O E（自己資本利益率）は、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示す指標である。

解答：4

## 解説

## 1. 不適切

配当性向は、「(1株あたり)配当金 / (1株あたり)純利益 × 100」で算出します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』179ページ(5)参照

## 2. 不適切

配当利回りは、株価に対する年間配当金の割合を示す指標で、

「1株あたり配当金 / 株価 × 100」で算出します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』179ページ(4)参照

## 3. 不適切

P E R（株価収益率）は、株価が1株当たり純利益の何倍であるかを示す指標で、

「株価 / 1株あたり純利益」で算出します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』178ページ「株式投資の投資尺度」(1)参照。

## 4. 適切

その通り。R O E（自己資本利益率）は、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示す指標で、「純利益 / 自己資本 × 100」で算出します。

『FP技能士2級・AFP合格教本』179ページ(3)参照

平成23年5月学科 問題 3 0

金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という）、消費者契約法および金融商品取引法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、金融商品取引業者等を「業者等」という。

1. 金融商品販売法では、預貯金、有価証券および投資信託等の幅広い金融商品を適用対象とするが、外国為替証拠金取引およびデリバティブ取引は適用対象外である。
2. 消費者契約法では、事業者の一定の行為により消費者が誤認または困惑し、それによって消費者が契約の申込みまたは承諾の意思表示をしたときは、消費者はこれを取り消すことができるとしている。
3. 金融商品取引法では、業者等は、原則として、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対して、契約締結前交付書面を交付しなければならないとしている。
4. 金融商品取引法では、業者等が行う金融商品取引業の内容に関する広告等を行うときは、利益の見込み等について、著しく事実に相違する表示をし、または著しく人を誤認させるような表示をしてはならないとしている。

解答：1

解説

## 1. 不適切

外国為替証拠金取引およびデリバティブ取引は、金融商品販売法の適用対象となりません。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』206 ページ「金融商品販売法の対象」表参照

## 2. 適切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』206 ページ（1）参照

## 3. 適切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』207 ページ「主な規制内容」表参照

## 4. 適切

その通り。「必ず儲かる」といった表示をすることはできません。

#### 4. タックスプランニング

平成23年5月学科 問題 3 1

所得税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所得は、その発生形態別に、事業所得や給与所得など 10 種類の所得に分類される。
2. 一時所得の金額および雑所得の金額は、その 2 分の 1 に相当する金額を総所得金額に算入する。
3. 退職所得および山林所得は、申告分離課税の対象となる。
4. 土地や建物の譲渡に係る譲渡所得の金額は、申告分離課税の対象となる。

解答：2

解説

##### 1. 適切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』210 ページ「10 種類の所得」参照

##### 2. 不適切

一時所得の金額は、その 2 分の 1 に相当する金額を総所得金額に算入しますが、雑所得は「 $\times 1/2$ 」しません。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』212 ページ「所得税計算の流れ」図参照

##### 3. 適切

その通り。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』214 ページ「10 種類の所得のまとめ」表参照

##### 4. 適切

その通り。不動産と株式の譲渡は分離課税の対象となります。

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』234 ページ「概要」参照

## 平成23年5月学科 問題 3 3

所得税の損益通算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（一部対象とならないものを除く）は、給与所得や一時所得等の他の所得の金額と損益通算することができる。
2. 青色申告の承認を受けていない者は、事業所得の金額の計算上生じた損失の金額を、他の所得の金額と損益通算することができない。
3. 青色申告書を提出している年分の純損失の金額は、一定の要件を満たせば、翌年以後3年間にわたり繰り越すことができる。
4. 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地の取得に要した負債の利子の額に相当する部分の金額は、他の所得の金額と損益通算することができない。

解答：2

解説

1. 適切

その通り。損益通算の対象となるのは、「不動産所得」、「事業所得」、「山林所得」、「譲渡所得」の損失です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』242ページ「損益通算」（1）参照

2. 不適切

損益通算は、白色申告者であるサラリーマンであっても適用されます。

3. 適切

その通り。純損失が発生した年分は、青色で申告することが必要です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』244ページ「純損失の繰越控除」参照

4. 適切

その通り。建物取得に係る負債利子は損益通算できますが、土地取得に係る負債利子は損益通算の対象となりません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』243ページ（3）参照

## 平成23年5月学科 問題 3 5

平成 2 3 年分の所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 平成 2 3 年中に新築住宅を取得し、住宅ローン控除の適用を受けようとする場合、控除期間は 1 5 年間である。
2. 住宅ローン控除の適用を受けようとする場合、納税者のその年の合計所得金額は 3 0 , 0 0 0 千円以下でなければならない。
3. 平成 2 3 年中に新築住宅を取得し、住宅ローン控除の適用を受けようとする場合、その家屋の床面積は 5 0 m<sup>2</sup>以上でなければならない。
4. 平成 2 3 年中に店舗併用住宅を取得し、住宅ローン控除の適用を受けようとする場合、全体の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分がもっぱら自己の居住の用として供されていないなければならない。

解答： 1

## 解説

## 1. 不適切

平成 2 3 年中に入居のケースでは、控除期間 1 0 年です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』256ページ「入居時期による限度額の違い」表参照

## 2. 適切

その通り。30,000千円を超える年は適用されません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』255ページ「主な住宅ローン控除の適用要件」表参照

## 3. 適切

その通り。床面積50m<sup>2</sup>であることが必要です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』255ページ「主な住宅ローン控除の適用要件」表参照

## 4. 適切

その通り。店舗併用住宅の場合、1 / 2 以上が専ら居住用であることが必要です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』255ページ「主な住宅ローン控除の適用要件」表参照

平成23年5月学科 問題 3 9

消費税の課税事業者である法人が、国内で対価を得て行った次の取引のうち、消費税の課税取引とされるものはどれか。

1. 人の居住の用に供する住宅建物の貸付（貸付期間1ヵ月以上）
2. 事業の用に供する建物の譲渡
3. 利子を対価とする金銭の貸付
4. 上場株式の譲渡

解答：2

解説

1. 非課税取引

住宅の貸付は非課税取引に該当します。これに対し、店舗・事務所の貸付は課税取引になります。

『FP技能士2級・AFP合格教本』272ページ「課税取引と非課税取引」参照

2. 課税取引

建物の譲渡は課税取引に該当します。ただし、個人が自宅を売却する場合は非課税取引です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』272ページ「課税取引と非課税取引」参照

3. 非課税取引

預貯金の利子および保険料などは非課税取引です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』272ページ「課税取引と非課税取引」参照

4. 適切

有価証券等の譲渡は非課税取引です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』272ページ「課税取引と非課税取引」参照

5. 不動産

平成23年5月学科 問題 4 1

不動産の登記記録等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 地上権に関する登記事項は、登記記録の権利部甲区に記録されている。
2. 抵当権に関する登記事項は、登記記録の権利部乙区に記録されている。
3. 分譲マンションの専有部分の床面積は、壁芯面積で表示されている。
4. 不動産登記には公信力があるため、登記記録の内容を真実であると信用して取引した者は、法的に保護される。

解答：2

解説

1. 不適切

地上権は、所有権以外の権利なので、「乙区」に記載されます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』278ページ「登記記録」表参照

2. 適切

その通り。抵当権は、所有権以外の権利なので、「乙区」に記載されます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』278ページ「登記記録」表参照

3. 不適切

専有部分の床面積は、内法面積で表示されます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』324ページ「不動産広告の見方」②表参照

4. 不適切

不動産登記には公信力はないため、登記記録の内容を真実であると信用して取引したとしても、法的に保護されません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』280ページ②参照

## 平成23年5月学科 問題 4 2

不動産の鑑定評価の手法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 原価法は、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、これに開発行為などによる増価修正を行って、対象不動産の積算価格を求める手法である。
2. 取引事例比較法は、多数の取引事例を収集して、適切な事例を選択し、これらの取引価格に事情補正および時点修正ならびに地域要因の比較および個別的要因の比較を行って求められた価格を比較考量して、対象不動産の比準価格を求める手法である。
3. 収益還元法のうち直接還元法は、対象不動産の一期間の純収益を還元利回りで還元することによって、対象不動産の収益価格を求める方法である。
4. 収益還元法のうちDCF法は、連続する複数の期間に発生する純収益および復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計することによって、対象不動産の収益価格を求める方法である。

解答：1

解説

1. 不適切

原価法は、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、これに減価修正を行って、対象不動産の積算価格を求める手法です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』307ページ「不動産鑑定評価手法」（1）参照

2. 適切

その通り。対象不動産と事例を比較して不動産価格を算出するので、算出された価格を比準（＝比較する）価格といいます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』308ページ（2）参照

3. 適切

その通り。

『FP技能士2級・AFP合格教本』308ページ「不動産鑑定評価手法のまとめ」表下参照

4. 適切

その通り。DCF法では時間価値を考慮し、毎年の純収益と復帰価格を一定の割引率で割り引いています。

『FP技能士2級・AFP合格教本』331ページ「不動産投資の分析手法」（1）参照



## 平成23年5月学科 問題 4 4

借地借家法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。

1. 普通借地権の設定契約では、30年を超える存続期間を定めることはできない。
2. 普通借地権の設定契約を更新する場合、原則として、その期間は更新の日から10年（最初の更新に限り20年）とされる。
3. 普通借地権の存続期間が満了する場合で、借地人が契約の更新を請求したときは、建物がある場合に限り、原則として、従前の契約と同一の条件（更新後の期間を除く）で契約を更新したものとみなされる。
4. 普通借地権の存続期間が満了する場合で、契約の更新がないときは、借地人は地主に対し、借地権の目的たる土地の建物等を時価で買い取るべきことを請求することができる。

解答：1

解説

1. 不適切

普通借地権の設定契約は、30年以上で契約することが必要です。上限はありません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』284ページ「普通借地権」（1）参照

2. 適切

その通り。最初の更新は20年、それ以降の更新では10年となっています。

『FP技能士2級・AFP合格教本』284ページ「普通借地権」（1）参照

3. 適切

その通り。建物が存在していることが必要です。

『FP技能士2級・AFP合格教本』284ページ「普通借地権」（3）参照

4. 適切

その通り。ただし、借地人の債務不履行により借地契約が解除された場合は除きます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』285ページ「普通借地権」（4）参照

## 平成23年5月学科 問題 4 6

- 都市計画区域および準都市計画区域内における建築基準法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。
1. 建築物の敷地は、原則として、幅員 4 m 以上の道路に 2 m 以上接していなければならない。
  2. 建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合は、原則として、その建築物のすべてに防火地域内の建築物に関する規定が適用される。
  3. 防火地域内に耐火建築物を建築する場合、建ぺい率の制限について緩和を受けることができる。
  4. 前面道路の幅員が 12 m 未満の場合の建築物の容積率は、前面道路の幅員に所定の率を乗じた容積率と、都市計画において定められた容積率との、いずれか高い方が上限となる。

解答：4

## 解説

## 1. 適切

その通り。幅員 4 m 以上の道路に間口 2 m 以上接しなければなりません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』300ページ「道路制限」(1)(2)参照

## 2. 適切

その通り。より厳しい方の制限が適用されます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』303ページ「防火規制」参照

## 3. 適切

その通り。このほか、特定行政庁指定の角地等でも建ぺい率の緩和が適用されます。

『FP技能士2級・AFP合格教本』301ページ「建ぺい率」(2)参照

## 4. 不適切

いずれか低い方が上限となります。

『FP技能士2級・AFP合格教本』303ページ(2)参照

## 6. 相続事業承継

平成23年5月学科 問題 5 2

贈与税の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 暦年課税における贈与税の基礎控除額は、1,100千円である。
2. 贈与により財産を取得した者が暦年課税の適用を受けた場合、基礎控除額を超える部分について、一律20%の税率により贈与税が課される。
3. 居住用不動産を贈与により取得した者が贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合、贈与税の課税価格から、基礎控除額のほかに最高20,000千円を控除することができる。
4. 平成23年中に「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」の適用を受けた場合（これまでに当該制度の適用を受けたことはない）、非課税限度額は10,000千円である。

解答：2

解説

## 1. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』367ページ（3）参照

## 2. 不適切

一律20%課税は、相続時精算課税制度のケースです。暦年課税では累進税率を採用しています。

『FP技能士2級・AFP合格教本』367ページ（3）参照

## 3. 適切

その通り。2,110万円までであれば、贈与税はゼロとなります。

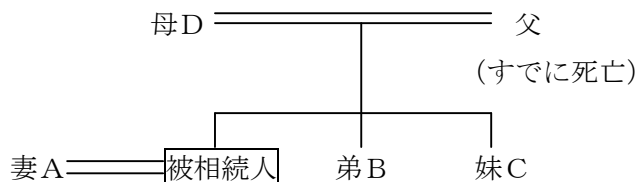
『FP技能士2級・AFP合格教本』367ページ（4）参照

## 4. 適切

その通り。『FP技能士2級・AFP合格教本』368ページ（5）参照

平成23年5月学科 問題 5 3

下記の親族関係図において、被相続人の相続に係る民法上の相続人および法定相続分として、正しいものはどれか。



1. 妻A 2/3、母D 1/3
2. 妻A 3/4、母D 1/4
3. 妻A 3/4、弟B 1/8、妹C 1/8
4. 妻A 2/3、母D 1/9、弟B 1/9、妹C 1/9

解答：1

解説

子がないので、第2順位である直系尊属、母Dと配偶者Aが次の通り、相続します。

妻A 2/3	母D 1/3
-----------	-----------

『FP技能士2級・AFP合格教本』338ページ「相続人」(1) および339ページ「相続分」(1) 参照

## 平成23年5月学科 問題 5 4

遺産分割の方法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 協議分割は、共同相続人全員の協議により分割する方法であり、その相続分については、必ずしも法定相続分に従う必要はない。
2. 換価分割は、共同相続人が相続により取得した現物財産の全部または一部を金銭に換価し、その換価代金を分割する方法である。
3. 代償分割は、物理的に分割が困難であるなど、現物分割が困難である場合に家庭裁判所に申し立てることにより認められる分割方法である。
4. 調停分割は、共同相続人の間で、遺産の分割について協議が調わない場合または協議することができない場合に、各共同相続人の申立てに基づき家庭裁判所の調停により分割する方法である。

解答：3

解説

1. 適切

その通り。全員の合意があれば、法定相続分と異なってもよい。

『FP技能士2級・AFP合格教本』345ページ「遺産分割の方法」（1）参照

2. 適切

その通り。

『FP技能士2級・AFP合格教本』345ページ「遺産分割の具体的方法」（2）参照

3. 不適切

代償分割をおこなうにあたり、家庭裁判所は関係ありません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』346ページ（3）参照

4. 適切

その通り。ただし、その調停案に法的拘束力はありません。

『FP技能士2級・AFP合格教本』345ページ「遺産分割の方法」（2）参照